

<資料>

アメリカ施政下沖縄への日本政府関与拡大に関する基本資料(1)

——島ぐるみ闘争と那覇日本政府南方連絡事務所文書——

浅野 豊美
平良好利

本論で紹介する資料は、情報公開によって外務省から開示されたもので、沖縄戦後史における住民運動の転換点となった1956年の「島ぐるみ闘争」の際、日本政府関係者によって作成されたものである。そもそも沖縄戦後史は、第二次大戦最後の地上戦による生活の破壊と米軍軍政下の復興、そして基地化の進展を基調として幕を開けたが、島ぐるみ闘争とは、1956年6月、アメリカの施政権下に置かれた沖縄で、沖縄戦と占領以来、初めて広範囲な民衆が結集して展開した政治運動である。法政大学大学院において、この島ぐるみ闘争を含めた沖縄の軍用地問題を主題とした博士論文を執筆中の平良好利氏との共同編集によって、本資料の意義を明らかにしたい。

私の担当する国際政治上の観点から、本資料の意義は主に二つあると考えられる。

第一に本資料が注目されるのは、講和条約発効から4年を迎えた段階で、「潜在主権」を保持する日本政府と、「施政権」を保持するアメリカ政府との関係が、実務的な関係としてどのように形成されていったのか、講和条約運用面の一端を浮き彫りにしていると考えられる点である。実務的な面で、講和条約や日米安保条約がどのように運用されていったのかという問題については、近年日米地位協定の研究等によって深められつつある。しかし、その反面、沖縄戦後史においては、講和条約第三条で実質的に規定されたところの、日本の「潜在主権」や米国の「施政権」が、実務面でどのように運用されたのかという実態の多くが未解明な部分として残されている。本資料は、琉球列島米国民政府、そして、琉球政府と沖縄各政党が、どのような個別具体的な選択肢をもって、米軍基地の土地借地料支払い問題について行動しており、その際に、実務的な側面がどのように影響していたのかに光を投げかける資料である。

第二は、沖縄の住民運動に関する日本政府のコミットメント、背後からの影響力がどのように働いていたのかという視点を考えさせる新資料であるという点である。日本政府との連絡役として沖縄の那覇には、「南方連絡事務所長」が派遣されていた。そこから、東京の「南方連絡事務局長」宛に送付されたのが、本論で紹介する「軍用地問題の内面的考察」と称する資料である。1952年に発効したサンフランシスコ講和条約第三条とその後の奄美返還協定によって、当時の日本政府は、奄美列島以南、北緯27度以南の南西諸島に関しては「潜在主権」を有するのみで、司法・行政・立法権の行使を停止し、アメリカの施政権に委ねていた。しかしながら、サンフランシスコ講和条約締結の時点

から、日本政府は沖縄の主権を留保せんとする意志を示し続けており（西村調書）、1952年4月14日のGHQからの日本政府連絡事務所設置要請に応える形で、1952年7月には南方連絡事務所を開設し（昭和27年6月30日法律第218号、南方連絡事務局設置法）、それとほぼ時を同じくするサンフランシスコ講和条約の発効直前には、民事局長通達を行い（「平和条約に伴う朝鮮人、台湾人等に関する国籍及び戸籍事務の処理について」昭和27年4月19日、法務府民事局長発、法務局長、地方法務局長宛通達）、講和条約発効以後も、沖縄・奄美・小笠原の住民は日本国籍を喪失しておらず、「同地域に引き続き本籍を有することができる」としていた。これは、戸籍法が同地域に施行されているとの解釈を示したもので、「潜在主権」の内実を、戸籍法施行地域として明示したものということができる。この通達が、米国の承認の下に行われていたのかどうか詳細は不明であるが、恐らくは何らかの了解が既にこの時点において、日米間でなされていたと考える方が自然である。やがて、日本政府が関与する行政事項は、戸籍行政以外に拡大していく、恩給の支払い、戦傷病者及び遺族援護、そして学校教育教科書等へも、一定の関与が認められるようになっていった。島ぐるみ闘争は、こうした日本政府の関与を深める重要な分岐点となったものである。

では、なぜ、島ぐるみ闘争がこうした日本政府の行政関与に関する分岐点となったのであろうか。その疑問を解いてくれる資料こそが、以下の資料なのである。

つまり、米国が沖縄に関して追求していた最も重要な利益は、アジアにおける冷戦に対処するため安定して利用しうる軍事基地の存続であったと考えられるが、それにはそこに居住する住民にたいする行政コストの負担が不可欠であった。島ぐるみ闘争によって、沖縄住民の自覺的運動（まだ反基地を明確に掲げたものではないにせよ）が高揚したことは、こうした米国の行政コストの負担を当然に増大させる。その行政コストが高くつくものとなっていけば行くほど、それに反比例する形で、米国の国務省等の政府機関内部に、日本政府の沖縄への行政関与を深めさせた方が得なのではないかとの判断が強まっていったのではないかと考えられるのである。もちろん、米国内部にも様々な意見があり、特に軍の内部では日本政府の関与に否定的な態度が主流であったろうが。

しかしながら、日本政府がさまざまなチャンネルを通じて沖縄の住民に対する情報を収集し、それをもとに、沖縄住民と米国との間に入って調停案や妥協案を打ち出し行政上の実績を積み重ねていくことで、アメリカ政府の内部にも日本政府の関与を認めざるを得ないとの意見が強まっていったであろうことは推測に硬くない。こうした実績をもとに、日本政府の行政関与を米国に対して認めさせ、米国も行政コスト削減のためにそれを受け入れていくというパターンが、この事件以来確立していくのではないかということが、この資料から示唆されるように私には見える。

以上の意義に加えて、島ぐるみ闘争の開始の背景、その開始から収束に至るまでのプロセスについては、宮里政玄『日米関係と沖縄』（岩波書店、2000年）、及び、平良好利「「沖縄軍用地問題」の政策決定過程」（法政大学沖縄文化研究所編『沖縄文化研究30』2004年近刊）に詳しい。こうした政治過程の中で、本資料が特に注目される点は、①沖縄の政治指導者達が軍用地問題を解決する上で日本政府の役割を重要視していた点、②南方連絡事務所長が沖縄住民の推し進めた島ぐるみ闘争に理解を示し、東京の南方連絡事務局に対して同闘争への理解と協力を求めていた点の2つである。この点

を中心に、沖縄の島ぐるみ闘争過程について平良好利氏による補足解説が行われる。資料の後半部分は次号に掲載される予定である。

最後に、この文書を公開していただいた外務省関係者の皆様に改めて感謝申し上げたい。これからも、こうした戦後現代世界の形成を探る手がかりとなる文書の公開が進められ、それによって得られる研究の進展と社会一般の外交に対する关心の質的向上をこそ重視する傾向が増々拡大されることを願ってやまない。

(浅野豊美)

今回浅野先生によって発掘された「軍用地問題の内面的考察」(以下「内面的考察」と略記する)と題する文書は、沖縄島ぐるみ闘争に関する日本政府側の一次資料として初めて公開されたものである。一読して分かるように、同文書はプライス勧告発表以後の緊迫した沖縄の政治情勢を詳細に分析したものとなっており、興味深い内容を数多く含んでいる。とりわけ、島ぐるみ闘争を主導した沖縄の政治指導者達の態度・行動に分析の焦点をあてている点が、同文書の大きな特徴となっている。

島ぐるみ闘争を扱った従来の研究は、土地を守る協議会（会長は沖縄教職員会会長の屋良朝苗）などの推し進めた大衆運動や、対米協調路線をとった比嘉秀平行政主席や当間重剛那覇市長などの行動に焦点をあてたものが多くを占めていた。また従来の研究では、沖縄島ぐるみ闘争における日本政府の行動およびその果たした役割について、あまり関心が払われてこなかった。しかし、今回発掘された「内面的考察」なる文書は、これまでの研究とはやや異なる角度から島ぐるみ闘争を捉えることを可能とする、新たな文書といえる。すなわち、島ぐるみ闘争をめぐる日本政府と沖縄の政治指導者達との相互関係の視点や、島ぐるみ闘争を主導した沖縄の政治指導者達の側から同闘争を捉える視点を、同文書は新たに提供するものといえるのである。紙幅の都合上、詳しく解説することはできないが、同文書のなかでとりわけ注目しておきたい点は次の二点である。

まず第一は、島ぐるみ闘争にまで発展した軍用地問題を解決する上で、沖縄の政治指導者達が日本政府の役割を重要視していたということである。そのことをよく表しているのが、1956年7月中旬頃に、沖縄の政治指導者達が南方連絡事務所長に内密に伝えた、「日米国際交渉案」と「日本を斡旋者とする現地解決会議案」の2つの案である。与儀達敏立法院議長をはじめ沖縄の政治指導者達の多数意見であった前者の案は、米国民政府との折衝主体である行政主席を退陣させて沖縄現地の折衝主体を消滅させた上で、日本政府にアメリカ政府との正式交渉を一任する、という構想であった。しかも、日米間の交渉によって出された解決案は、それが如何なるものであっても沖縄側としては受け入れる、というものであった。一方後者の案は、少数意見ではあったが、東京において軍用地問題解決のための協議を、国防省の代表を含む極東軍司令部と、行政主席を含む沖縄の政治指導者との間で開催し、そこに日本政府の代表も斡旋者として出席させる、という構想であった。いずれの案も、軍用地問題を解決する上で日本政府の役割を重要視するものであった。とりわけ前者の案に至っては、全面的に日本政府に軍用地問題の解決を委ねたものとなっていた。

この2つの案に関連してさらに注目しておきたい点は、どの案を採用するかにあたって沖縄の政治指導者達が、来島予定のあった日本の国会議員調査団と内密に協議したい旨の意向を、南方連絡事務

所長に伝えていたことである。しかも、国会議員調査団の来島を待って軍用地問題に関する妥協案を極秘に作成し、これを検討したい旨の意向も、同連絡事務所長に伝えていたのである。日本本土の政治指導者達と連携して軍用地問題の解決を図ろうとする、沖縄の政治指導者達の姿がここにある。

なお、付け加えていえば、沖縄の政治指導者達によって実際に採用された案は、少数意見であった「日本を斡旋者とする現地解決会議案」であった（1956年7月18日）。比嘉行政主席が辞職の決意を取り下げたことから「日米国際交渉案」はその実現可能性を失い、代わってこの案が採用されたのである。しかし、この「日本を斡旋者とする現地解決会議案」も、8月中旬に東京のレムニッツァー民政長官から比嘉主席宛に、日本政府を参加させずに沖縄現地の米国民政府と琉球政府との間で問題の解決を図る旨を謳った書簡が届けられたことにより、結局のところ実現されなかったのである。

第二に注目したい点は、南方連絡事務所長が沖縄の政治指導者達の推し進める島ぐるみ闘争に理解を示し、東京の南方連絡事務局長に対して同闘争への理解と協力を要請していたことである。「内面的考察」において同連絡事務所長が、まず第一に、「当事務所としては問題の真相に対する本土官民の暖いしかも冷静な理解とこれに基く本国世論の啓発への協力を必要と感ずる者である」と述べたことや、第二に、上述した国会議員調査団の来島を前にして「調査団においても予め本土側としての意見、方針を検討し、右討議又は要望に応する用意を有つて来島されることが必要であろう」と進言したこと、そして第三に、比嘉主席が辞職の決意を取り下げる住民側と米軍側との間で「第三者的」な態度をとった際に「比嘉氏は確かに何か考へ違いをしているのではないか」と心情を吐露したことなどは、沖縄島ぐるみ闘争に対する彼のスタンスをよく表している。

しかも重要なことは、このように、南方連絡事務所長が沖縄島ぐるみ闘争に対する「本土官民」の理解と協力を要請しただけでなく、所長みずから沖縄の政治指導者達の意向を探った上で、軍用地問題解決の妥協案まで具体的に提示していたことである。彼が示した妥協案は、第一に、地代の全額一括払いを止めて「五年毎、困難ならば十年毎の支払」とすること、第二に、「地料改訂の機会を与える」こと、第三に、「土地所有権は地主に属することを明確にする」こと、そして第四に、予定されている一万二千エーカーの新規接収地を「一万エーカー程度」に縮小すること、あるいはもしそれが不可能な場合には「既接収地中の不使用面積より五千乃至二千エーカー程度」を返還すること、以上の四点であった。

さらに注目すべきは、同連絡事務所長が、沖縄の抵抗闘争には「面子と感情」が加わって「絶対に後へ引けない立場」に立っているので、アメリカ側から「緩和線を出して来ることが絶対に必要である」とその妥協案の提示方法まで具体的に進言していたことである。この妥協案を含んだ本報告書（「内面的考察」）が日本政府内部でどのように扱われたのかについては、他の公開資料他によって改めて検討されなければならないが、1956年8月20日に日本外務省が米国国務省に示した沖縄軍用地問題に関する提案は、南方連絡事務所長の提案と同様に、妥協の可能点を探るものであった。外務省の示した妥協案は、まず第一に、更新可能な3ヵ年賃貸借契約を採用すること、第二に、もし第一の点が無理であれば、3年毎の地価の再評価を含んだ、更新可能な10ヵ年又は20ヵ年賃貸借契約を採用すること、第三に、もし地主が一括払いを望む場合はそれを認めること、第四に、賃貸料は5倍に

引き上げること、そして第五に、使用されていない軍用地は返還し、新たな土地の接收は最小限度なものに制限すること、などであった（Memorandum of Conversation, August 20, 1956. 794C. 0221/8-2056. 沖縄県公文書館蔵「資料コード U90006106B」）。なお付け加えていえば、紆余曲折の末に沖縄側とアメリカ側との間で合意に達した「新土地補償計画」（1958年11月）は、一括払い方式の廃止、毎年払いの賃貸借契約の採用、5ヵ年毎の賃料の再評価、というものであった。いずれにしても、沖縄島ぐるみ闘争が盛り上がりをみせていた時期に、南方連絡事務所長が沖縄の政治指導者達の意向を探り、積極的に沖縄軍用地問題の「平穏な解決」を模索していたことについては、十分注目に値しよう。

（平良好利〔法政大学大学院博士課程、沖縄文化研究所奨励研究員〕）

凡 例

- ・句読点は適宜補い、漢字は必要に応じて現代漢字に改めた。
- ・くり返しを示す「ゝ」は改めて前の文字をつづけて挿入した。
- ・〔 〕は編者の挿入部分である。

出 典

文書の送付者、送付年月日、送付形式は以下を参照。

「軍用地問題の内面的考察」(1)～(7)〔今回は(1)～(3)のみ〕

那覇日本政府連絡事務所長から総理府の南方連絡事務局長へ送付された際の番号及び年月日			総理府南方連絡事務局長から外務省アジア局長へ送付された際の番号及び年月日（担当は第一課）	
(1)	那第四三七号	昭和三十一年七月 二日	総南連第五八二号	同年七月十八日
(2)	〃 四七六号	〃 七月十六日	〃 "	"
(3)	〃 四八四号	〃 七月十八日	〃 第六七一号	〃 七月二十四日（発信印のみ）

本 文

軍用地問題の内面的考察(1)

一、 軍用地問題は何故紛糾したか

周知の通りプライス勧告は冷静にこれを考察せば必ずしも琉球に不利でなくむしろ他の項目についてはかなり住民の利益と要望実現に考慮を払っている。

然らばプライス勧告が何故かくも反対を受け全住民的な紛争をまきおこしたがその理由としては次の諸点が挙げられる。

- (1) 軍用地問題は今突発したものではなく占領以来の軍用地行政の圧迫面がこの機会に爆発したこと。
- (2) 住民の生活安定に伴ひ精神面にもゆとりを生じ自己の権利を主張し擁護する自覚がたかまった。
- (3) 軍用地問題特に新規接收ではこれまで悲惨な実情をまのあたりにしているだけに神経過敏となっていること。
- (4) 一括払いでの安い地価で土地を永久に取上げられるのではないかとの不安にかられるということ。

(5) 所謂 四原則はかなり長時間の検討の結果の結論であり俄かには動かせぬ線であること。然し以上の諸点は一応の理由に止まり更に突込んだ理由としては次の点を十分考慮にいれなければならない。

則ち昨年10月プライス・ミッション来島当り琉政並びに関係者としては十分に陳情の成果をあげたものと信じ、且つ調査団は現地側の意向を十分汲入れたものと観測していた。従って所謂四原則中新規接收の完全な阻止は無理としてもある程度は接收方針も緩和され特に現地側が強力に要望している地料の一括払いは完全に阻止できるものと楽観していた。この点については比嘉主席自ら樂觀論を述べていた程である。

然るにプライス勧告発表にあたっては何等の前触れもなく突如として (イ)新規接收の強行 (ロ)一括払いの反対拒否通告されたので四原則中の他の項目では例へ譲歩されてはいてもその事は余り酌みとる余裕なくあたかも正面から横面を張飛ばされた様な印象を受け南方特有の情熱性も加わって俄かに反対運動といきり立ったものである。従って軍用地問題反抗運動の要因には多分に面子問題感情問題の要素が加わっていることを注意しなければならない。

又、本問題がおこるや野党たる社大党等は得たりかしこしとばかり比嘉主席の曾ての「決意表明」をたてに政府与党攻撃にかかりこれが火に油をそそぐ結果となったことは掩いえない事実である。但しこの事は野党が火付け役をなくしたと云うに止まり現状においては殆んど与・野党一致して全住民的な運動にかまっていることを見誤ってはならない。

二、指導者は何を考えているか

所謂 四原則堅持は現地の世論となり表面的にも住民の動きはこれを中心に一本化されている。然しこの四原則抗争運動の意味をどう考へているかを内面的に考察すると各派各様で必しも一致しない。

- (イ) 一部指導者は（与儀立法院議長等）これをもって琉球民政のターニングポイントなりとしこの抗争を機会に従来の米英民政府無條件服従から批判的自主行政への転換を図らうとしている。
- (ロ) 一部指導者は（特に野党）この機会を利用して本土との民族的世論的繋りを強化しこれによって独裁的米民政府の行動を牽制しようとの含みをもっている。
- (ハ) 機会主義的・親米的一部の指導者はこの機会に比嘉主席の一族郎党政治を失脚させこれにとつて变らうと企てている。
- (ニ) 一部の指導者は単純に生活上経済上の見地から新規接收一括払い反対を主張している。
- (ホ) 更に一部の指導者にはこれを民族問題に迄たかめてその見地から沖縄の自治権拡大又は本土復帰運動に迄発展させようとの考えを抱いている者もある。その他の多数者に至っては單に指導者の掛声と世論の勢いに圧されている（下線一原文）傾が多い。

然らば現地側指導者は本軍用地問題の解決点を何処に求めようとしているか。彼等といえども新規接收反対・一括払い反対を絶対の限界線と考えている（下線一原文）わけではなく勿論人により多少の差はあるが各指導者共内面は何等かの妥協線を見出そうと費やしている苦慮している。然しそれには彼等の面子と感情をある程度満足せしめること則ち新規接收反対・一括払い反対の二原則について米側

が何等かの緩和線を出して来ることが絶対に必要である。それなくしては既にここ迄全住民的運動に盛上げた以上絶対に後え引けない立場に起っている。従って解決策は

米側が実力を持って二原則を無視強行するか

米側が多少二原則について緩和し妥協を計るか

の二つよりない

然らば米側がどの程度方針を緩和せば現地側との妥協が可能であるか

- (1) 地料一括払については一括の年度を縮めできれば五年毎、困難ならば十年毎の支払とし地料改訂の機会を与えると同時に土地所有権は地主に属することを明確にすること
- (2) 一万二千エーカーの新規接收地についてもできれば一万エーカー程度に縮小すべきであるが位置の関係等で不可能ならば既接收地中の不使用面積より五千及至二千エーカー程度を解除し住民の面子をたてること。

以上は小官の判断よりした妥協の可能点であるが現地指導者の内面意図も相当参酌したつもりでありこの線ならば十分平穏な解決の見込ありと信ずる。

三、 抵抗運動の発展性

現地側は所謂「無抵抗の抵抗」を標榜しているが、と云う意味は組織化と世論の動員による長期不服従にある、目下この抵抗の全住民的組織化、着々と進行しつつあるが大体の構想は最高合議機関として五者協議会（行政府・立法院・土地連合会・市町村長会・市町村議長会）をたてその下に対策本部を事務局とし（近く対策本部は改組して事務局とする予定）その下に市町村毎の住民組織と職域毎の団体組織等全島的に組織編成する方針である。

何分熱し易くさめ易い島民性のことであるからこの組織と運動が今後どう発展するか俄かに断定はできないが今後の運動が下からの盛上がりが強く且つ全階層共めずらしく一致している所からみて米側が規定方針を強行せんとする限り恐らく抵抗組織も漸次拡大しその運動も長期化するのではないかと観測する、むしろ現在の状況よりおせばこの組織と運動は住民の民族的自覚を高め自然に民族主義運動に転化し本土復帰と反米への主張に発展する可能が大である。

今回の住民運動に対して米側の一部には「共産党の策謀による」云々となす者もあるが、これは多くは口実と思われ殆んど共産党の影響力は見受けられない。尤も右翼的な人民党（議員わずかに一名）なるものがあり多少日共からの連絡も受けているようでわざるがその性格はせいぜい社会党右派程度に止まり又、今回の住民運動でわ特に警戒されて陳後に押込められている様な状態である。

四、 各部門の動き

- (1) 民政府 民政府が琉球側の四原則完徹・要望に対して如何なる考え方を持ちワシントンにどう申達しているか 現在では正確な情報を得ていない、四者協議会代表との会見ではモーア・バージャー共に専ぱらプライス勧告の熟読観味と慎重な行動を要望するに止まっている。
察するところ現地民政府としては積極的に四原則にそう方針緩和を申達することは欲せず専ぱ

ら時を稼ぎ現地側の興奮の冷めるを待ちその間威圧と懷柔、内部分裂の策を誠みる意図でわな
いかと思われる。その兆候は既に現れている。

- (イ) モーア副長官会談の際彼は琉政側が総辞職せば十年前の状態（則ち軍政時代）に帰えるぞと
の旨を仄めかして居る、これはその後の新聞報道など繰返されている。
- (ロ) 曾て四原則決定以前に琉政内部の対立を発いている。
- (ハ) 民政部又は軍が直接土地所有者又は村当局に面会し一括払受諾を勧めている事実がある。
然しこれでは民政府は直接住民運動に圧迫又は干渉を加えている様な事実は無く住民大会等
に当っても極めて平静な傍観方針を取っており又新聞記事についても別段干渉めいた措置は
執っていない、むしろ米軍民が現地住民とつまらぬいざこざをおこさぬ様自制方針を令達し
ている模様さえ見受けられるその点は注目すべきである。
悪く解すれば民政府は高を括ってづるく構えているとも云えよう。但し事件発生以来軍・民
政首脳は例になく頻繁な協議を、それも長時間の協議を重ねており、かなり神経を使っている
様子は十分観取される。
- (2) 琉球政府 首脳部が総辞職決意を表明するに至ったのわやや野党並びに世論攻勢に押された感
があるが現状においては相当強硬な態度を持しつつある。但し事務的には協力破乱をおこすこと
を避けると共に性急な行動を取らず押せる所まで押してみて最後に辞職決行の機会を掴もう
との態度のようである
- (3) 立法院 野党（社大党・人民党）は最初から猪突猛進的でありその裏には又この機会に与党並
びに比嘉主席一派を追落そうとの意図を感じられる。
これに対して与党（民主党）は世論の立場上四原則固守を表明しながらも内心はやや躊躇も見
受けられたが現在では漸やく腰も定って強硬方針に一貫するように至ったようである。
但し直接議席は持たないが与党の一勢力と目される当間市長一派は親米派として比嘉派の後釜
を狙っている嫌いがありこの動きが一つの弱みと見られる。
- (4) 民間 軍用土地連合会市町村長会その他の各種団体共一応に四原則固守の線を打出しており民
間諸団体の足並は大体揃っていると見られる、只注目されるのは所謂新興財閥並びに商工会議
所を中心とする地場資本の層でこの層はアメリカ依存によって最も利益を受ける立場にあるだけ
に極力自分達が表面に出ることを恐れ、なるべく渦中に巻込まれることを避けようとする冷
淡な態度が見受けられるこの点は現地でも物議を醸している。
- (5) 労働階級 農民を除く労働階級はなんといっても直接間接軍作業にたよっている関係上労働團
体としての別段の動きは認められない。

五、 結び

今回のプライス勧告反対については昨年の軍用地問題の際と異なり本土政府並びに本土世論への依
存傾向が圧倒的であり、それだけに対米強硬申入れの要望が強烈である（下線一原文）。これは昨年
末迄は自分達の力でやれると考へていたものが脆くもその自信を覆えられた結果頼りとするものは結

局のところ本土以外にないということを痛感するに至ったことによると、
その意味では甚だ身勝手な頼みではあるが同時に又本土よりも見はなされた場合彼等が民族として
(下線一原文) 如何なる絶望感を抱くに至るかも十分察してやらなければならない。
本問題を法律的、外交交渉的に取扱うことは確しかに難点ありと予想されるがその点は政治の範囲に
属することとして当事務所としては問題の真相に対する本土官民の暖いしかも冷静な理解とこれに基
く本国世論の啓発への協力を必要と感ずるものである。

軍用地問題の内面的考察(2)

一、主席退陣問題

「プライス勧告に対する反論」は本十六日正式 (下線一原文) に民政府に提出の予定であるが、これを転機として軍用地抗争は第二段に入るものと見て現地各方面共今後の運動方針が重視され種々論議
されている。

その第一トピックは主席の辞職如何、その時期の問題である。

主席の進退が急に問題視されたのは勿論前述の運動転機に処すべき抗争方法の根本問題と絡んで
はいるが、その動機となったのは先きの本土報道來島に際し「主席が行ったインタビュウにおいて、
主席が極めて曖昧な表現をした為それが本土世論に反映して、本土では主席の腰くだけ、乃至は現地
運動組織の内部分裂があるのではないか、との不安をもたれている」との報告が一先づ帰島中の新里
善福代表からもたれされ、これに刺激されて急に民主党内外より主席の態度を明確化すべしとの議論
が起つたことにある。

(イ) 本問題につき民主党内では与儀立法院議長を中心となって対策を練っているが党内の主流意見
としては

此の際主席の責任 (プライス勧告に対しては責任を負えないと云う意味と、本問題発生の当初
主席が一括払を提唱したと民生部より指摘されることに対する責任の意味とを合せて) 明
確化する見地から、プライス勧告反論提出の機において主席は辞任すべきであり斯くて丸腰と
なった時主席は他の者と共同戦列に立って抗争に参加すべきである。斯くすれば始めて主席の
政治的生命も保全され、その将来も期待できるが現在の儘ぐすぐすと辞職を済っていれば全住
民を敵に廻すような窮地に全住民組織の側から見ても任命主席が現職に頑張り、而も全住民側
と米民政府との中間に介在してもたもた幹撃的行動でもとどめることとなると思ひ切った抗争
が出来ないし自然長期抗争上不利な態勢を将来とることになる、上記の観点から何れにしても
主席の早期退陣が先決案件でありとしている 而して主席退陣後の見透しとしては、恐らく後
任主席は引き受け手がなく、勢ひ暫くは空席の儘副主席が代行することとなり、ここに対民政
府折衝の実権が五者協議会に移ることとなるが、五者協議会は無論、民意の代表機関ではあっ
ても、政治の責任主体として米側と有権的に交渉し得る立場にはない。

そこで、此の場合の事態収拾策は凡て日本政府に一任し、日本政府が現地住民の保護責任者、
領土権者として、米政府と正式交渉に入ることを期待する、その結果如何なる妥協的解決案が

出来ようとも此の場合には現地住民側としては喜んで日本政府の説得に従うであろうとしている。

(ロ) 然らば主席自身は如何なる考へを有しているか、

主席は屡々自己の決意は不变でありその進退並に時期は党に一任していると、言明しているが、まだその本当の意図は誰にも漏していない、恐らく主席としては一面においては自己の辞任は自己一身の進退に止まらず、全行政、立法議院主脳者の総辞職にも発展する危険があり、容易には決行すべきでないと同時に、又同時に決行する以上は抗争の大勢を見極め、大義名分を明らかにすると同時に最も抵抗上の効果をも時期を待って決行すべきだ、その観点から慎重に熟慮群観（ママ、原文に棒線あり）しているのであらうと推察されるが一面においては彼は又任命主席たる立場から独自の行動でようと翻意しつつあるのではないかと見られる節もある。即ち彼は既に5者協議から解放を申出で、副主席をして列席せしめ自らは第三者的な方向へと進みつつある、若しこれが彼の真意より出でたものとせば彼としては恐らく当初の「責任辞職」の決意をやや改め「住民組織と米民政府との斡旋後〔者〕」として、第三者的なフリーな立場より今後のキャスチング・ウォートに活用しようとの意図を抱きつつあるのではないかとも見られる、最近よく「緩衝地帯的役割り」との言葉が見受けられるのも此の疑念を濃くする、斯くて主席が如何なる道を歩まんとするか、此の二、三日中が分岐点として推移が注目されている。

二、事態打開への底流と構想

現地側は挙って四原則固守を呼号しているが、関係首脳者はいづれもその脳裏において実際的解決策を考慮し、或程度、内容での妥協を予想していない訳ではない、その妥協線の内容は前報告中に大約記述した通りであるが、問題は如何なる経路と機関又は折衝形式を以て斯かる打開策への接近を図るかにある

これに就ては小官が内密に打診したところでも各人各様であり、まだ纏った意見はないが、有力な提案としては大凡次の二つの路線が浮き彫り出来る。

(イ) 日米国際交渉案

現地側としては反論提出と同時に主席を退陣させ、米側の現地工作の主体を消滅させて置いて、改めて五者協議会より日本政府に対米折衝方を要請し、斯くて問題解決を日米間の正式国際交渉に一任する。

若し日本政府が此の方針を容れて呉れれば、現地側より具体的妥協案の統一意見は勿論申達するが、凡ては日本政府に一任し、如何なる決定が下されようとも日本政府の裁定としてこれには喜んで服従する。（此の腹案は与儀氏を主流とする五者協議会の大勢意見と見られる。）

(ロ) 日本を斡旋者とする現地解決会議案

ア米大統領よりの主席宛書翰でも問題の解決は国防省に一任してあるから、これと折衝するようにと明記されており、従って本問題打開は国防省（即ち、現地では極東軍総司令部）と現地琉

球側代表との交渉形式を以ってするのが妥当である。

此の意味で国防省代表を加えた極東軍首脳部と、主席を加えた五者代表との現地解決会議を出来れば東京において開催することとし、本会議には当然日本政府が斡旋者として出席することとする。即ち日本政府を斡旋者とする米、琉球地解決会議の開催である。

而して 若し日本政府において此の会議開催方針を容れて貰えれば琉球側が主席を通じてレムニッツア司令官に正式に本会議開催方を申入れると同時に、五者会議名を以って日本政府にも、日本政府の斡旋に依る本会議提案方を要請し、日本政府としては此の要請に基いて日本政府の斡旋に依る本会議の開催と、日本政府代表の出席とを米政府に申入れることとする（本意見は一部少數意見ではあるが、最も実現可能性あり 又実際的意見として注目に値する一原文）

而して米側が若し此の解決案すらも拒否した場合は米側に何等現地要望に応ずる打開の意思なきものとして、ここに全住民の長期抵抗運動を開始する。

以上の諸意見のうち、何れが現地側の正式案として打ち出されるか、今後の推移に待たなければならぬが、何れにしても現地側としては来る衆院の調査団来島を待って、

- (1) 実際妥協点の試案を極秘に作製、これを検討したい。
 - (2) 右妥協点に依る打開方式として如何なる交渉形式或は会議を提唱すべきかを検討したい。
- との意向を示しているので調査団においても予め本土側としての意見、方針を検討し、右討議又は要望に応ずる用意を有って来島されることが必要であろう。

三、 米民政側の動き

モーア副長官がレムニッツアとの会談に上京した以外、民政側に特別の動きはないが、バージャー主席民政官は記者団との会談において頻りに「話し合い」の必要を強調しており、又十四日には主席がバージャーと会見本問題につき意見を交換しているので、プライス勧告反論の提出を機として民政府側よりも何等かの新なる意思表示が行はれるのではないか、と勘察される。

軍用地問題の内面的考察(3)

一、 民主党総務会の決定と主席進退

プライス勧告への反論提出（十六日）を機に比嘉主席が如何なる態度をとるかが重視され これに就いては早期退陣説と居据はり長期抗戦説との二つの観側がなされていたことは既報「軍用地問題の内面的考察（続き）」中に詳細した通りであるが、昨十六日主席よりの申出に基き開催された民主党総務会では別添新聞記事掲載の通り。

「現段階においては主席は退陣せず、又党首と主席の分離も問題とせず、主席は五者協議会の先導として党と一体不離の立場において問題解決に邁進する」

との方針を一部確認した。

しかし主席は一方では「私の立場は總裁であると同時に主席（即ち軍の任命主席）であり、五者協議会の意志は尊重するが、こう云う場合にも私としては緩衝地帯とならねばならぬ……要は軍に間違い

あればこれに意見を述べ、民に行過ぎがあればこれを正すと云うのが私の仕事である。〔J〕

と語り、彼が五者協議会と一連托生、協同戦列に立つとの当初の方針を離れて 再び第三者的な超然的仲介者的立場をとろうとしている意図を判然り暴露している。

このことは主席が軍用地問題に関する限りは第三者的な任命主席の立場を離れて、完全に五者協議会の一員又はその先導者となって、一連托生の共同戦列に立つべきだと立法院側或は住民組織側の意向と喰い違っており、この点はいづれ又紛糾を生ずべき要因となると考へられる。

主席が「総辞職の決意提示」当初の態度より一步後退して 再びかかる第三者的立場に帰らうとするに至った動機は何か、この辺の事情はまだ探求し得ないが、これ過度々ヴァージャー首席民政官と会談し、又モーア副長官とも面談している事実から見て恐らく軍側よりの自重要望にかなり影響されて来たことと、他面又主席早期退陣論には比嘉個人排撃、後釜狙ひの策謀的因素ありと見て、これに対する反撥に出でたこと等が直接の原因と思われる、又彼としては既報した通り必しも辞職の決意は翻していないがその決行の段階に到達すべき大義名分と、時の効果とを考慮しつつ、もう暫く事態の推移を検討しようとの用心からも出でていることであらう、但しここで注目すべき点は比嘉主席が軍用地問題で第三者的仲介者的立場に立とうとすることには客観的に見て非常な矛盾が含まれていることである。

即ち一般論として任命主席なるものが、民政府の傭吏たるべき中間的存在たることは異論ないが、この軍用地問題に関しては此の一般論とは隔離して比嘉主席としては既にワシントン政府に対しても軍、議会に対しても、民政府に対しても「職を賭しても四原則を死守する」即ち自己の責任において住民意思を貫徹すべきことを表明している。従って米側と住民側との間において四原則をはさんで意思と利害が対立する場合には彼としては判然既定の住民側の意思貫徹の方針に従はざるを得ざる理論的筋合にあり、此の場合に斡旋的な第三者の立場はあり得ない筈である。若し第三者的な立場があるとせばそれは比嘉主席ではなく他の別個の人格がこれに当るものでなければならない。

この理論的分析においては比嘉氏は確かに何か考へ違いをしているのではないかと感ぜられる。

その結果彼の言動にはその時々に従って矛盾に依る撞着又は喰い違いが生ずることとなり、そこに又「主席の態度は曖昧だ」との批判を生む原因ともなっている。

従って主席の進退問題に関してはこれで方針が固まると見ることは困難で今後も党、住民組織、主席三者間で屢々論議が繰返されて行くべきことと観側する。

二、 住民組織問題の動き

土地問題解決の最低要求である (1)四原則は純一無雜超党派的に打ち出された原則であること、(2)プライス勧告に対する琉米両者の見解が全く対立しており、土地問題の解決は長期に亘ること、(3)本土への代表団の派遣プライス勧告に対する反論の提出等応急の布石は六月を以て一応段落をつけたこと等に次いで要求貫徹の為全住民意思の強力なる結果と長期斗争の態勢としての住民組織が期せずして要請されるに至った。

○ 前期

住民組織胎動の前期は軍用地問題の取り扱いは云はば四者協議会（後に五者協議会）の独走に委かせられたと見做してよい。乃ち六月九日プライス勧告の概要が発表されるや行政府、立法院、市町村長会、軍用土地連合会の四者は直ちに会合をもち対策を協議し、四原則の貫徹を申し合わせた。この四者は客観的に見て過去数年間軍用地問題を取り組んで来た団体である丈けにプライス勧告を中心^(ママ)に土地問題に関し直ちに指導的行動を探るに至ったのは当然なることだと一応頷くことができる。このような立場から四者協議会は身を以て四原則の貫徹に当るべく六月十六日副長官に決意文を手交すると共に爾後、プライス勧告の検討及び反論の作成更に基本的斗争態度としての七項目の決定、本土へ代表団の派遣人選及その折衝方針の決定等に独走をつづけることになったことも又諒解できようしこれ等に関しては今日でも尚何等の批判もない。このような四者協議会の動きの後楯となつてこれを強力に推進すべしとして六月十八日三政党をも含む民間十六団体が立ち上り別個に軍用地問題解決促進協議会（下線一原文）が誕生 (1)四原則貫徹の為四者協議会に全面的協力 (2)住民大会の開催 (3)住民組織の結成 (4)四原則貫徹の為の基本的斗争態度七項目（下線一原文）の確認等を申し合わせた。一方この会議には四者協議会からのオブザーバーも臨席したが四者側代表安里積千代氏は住民組織が完成すれば四者協議会は退陣すると云い、與儀達敏氏はプライス勧告が阻止できない時は辞職し新らしい組織が作られるべきだということを各々述べている。六月二十日には各市町村単位に所謂四原則貫徹住民大会が一斉に開かれたが此計画及び実践は四者協議会の構成員である市町村長会の単独発意によるもので十六団体は各々任意に自由な立場でこれに参加したのに過ぎなかつたのである。

六月二十三日四者協議会は市長村議長会を加えて五者協議会とし (1)七項目にわたる基本的斗争態度の第一項乃ち組織的團結を以て秩序ある行動を探る (2)五者協議会は決意書に態度を表明してある関係からして十六団体とは別個に存続せしめること (3)五者協議会は住民意志の決定機関であること (4)五者協議会本部を設け執行機関として四原則貫徹本部をおき各種団体の協力の下に実践に移すこととし事務処理の為事務局をおく等を申し合わせた。

一方同日、軍用地問題解決促進協議会（下線一原文）は会合を持ち (1)名称を軍用地問題解決連絡協議（下線一原文）会とする。(2)参加団体を二〇団体とする。(3)五者協議会とは→別個に住民組織を作り住民意志の決定機関としての性格をもたせる。(4)住民組織案作成の為小委員会を設ける等を申し合わせ更に五者協議会が今日迄住民を導いて來たことからして (1)五者協議会はそのまま存続せしめる (2)五者協議会に二〇団体の代表を参加せしめる (3)二〇団体の行動は五者協議会の決定に従う（但し(2)の協議会による決定を意味する）等を決定した。

かようにして五者協議会及び軍用地問題解決連絡協議会の夫々の立場から相携えて焦点を住民組織の確立におきその第一歩を踏み出すことになり逸ち早く各市町村長は各部落に土地を守る会として末端組織の結成を勧奨することになった。然しながら五者協議会が自ら住民意志の決定機関としてそれに任じ責任を以て問題の解決に当らんとする意気込みはこれを諒とするが他方八〇万住民の意志は五者のみが決定すべきではなく、五者はプライス勧告に対する反論提出後は直ちに決定書通り

解消しその活動に終止符を打つべきだとする論がありこの考え方が今後の住民組織構想上一つの問題点になって来たのである。

六月二十三日軍用地問題解決連絡協議会小委員会は直ちに住民組織について各団体からの私案をまとめたがその際特に問題となったのは中央機関（下線一原文）を如何にするかであったが結局は五者協議会が総退陣した場合、五者を含めた住民抵抗組織として住民の意志を決定する最高機関は必ず必要とすることを確認したに過ぎなかった。

かようにして五者協議会と連協小委員会との夫々の構想の内容に於ては相異があり これが調整が今日迄今尚繰り返えされ結論を得ない状態になっている

○ 中期

住民組織胎動の中期は米国側がプライス勧告を最終的見解とし、之れに対し住民側が最終的見解として、プライス勧告に対する反論を提出し五者協議会が負うていた当面の問題は一段落を遂げるに至った時から始まるを見てよい。

既に四原則貫徹の為の五者の決定は表明されており無抵抗の抵抗による斗争方針は不变であり又米國の方針が不变である限り五者の決意の実行は時期の問題と見做し、その後に対処する方法態勢の確立は緊急事項として早急に取り運ばなければならない状態となった。

六月二十七日連協小委員会は住民組織について次のように取りまとめた。(1) 住民抵抗組織の中に事務局と中央機関を設ける。(2) 中央機関は各部落組織 各種団体等を末端組織とし市町村別にそれ等を取りまとめ、その上に全琉的な各種団体、職場別代表及び市町村からの地域代表等によって中央組織を作る。(3) 中央組織は決議機関と執行機関とから或る。(4) 五者協議会はそのまま存置し専ら折衝及び渉外を担当すると

六月三十日五者協議会と連絡協議会小委員会との協議会をもった。この会に於て五者側が「住民組織は最高意志を決定する五者協議会の実践団体として斗争にあたるものとする」との考へ方に對し連協側は「住民の最高意志は四原則の貫徹として決定済み、問題は貫徹の方法に関する意志の決定のみが残されているとしてその決定は中央組織で充分だと主張した。かくて中央組織については両者間に調整が必要とされるに至ったが下部組織については概ね連協小委員会の構想が諒解された。従って問題は具体的には中央組織として、五者協議会を以て充てるか、代表者によって構成する決定機関を以て充てるか換言すれば現存の五者協議会をそのまま住民組織の最高首脳部とし抵抗指令の責任を負はしめるか或は政党及び各種団体その他を含めた中央機関の中に五者をも含めた首脳部（下線一原文）を設けるかという問題になった訳けである。

七月二日五者協議会と連協小委員会との間に協議会がもたれ

(1)各部落に土地を守る会を作り村組織の会に結集し中央機関につながる (2)政党、団体及び職域は村組織へ更に地域組織へつながり中央組織に結ばれて中央機関につながる (3)連絡協議会は——各機関、政党、団体、職域等の中央組織の横の連絡を探りながら中央機関の下設ける執行委員会となる (4)必要に応じ数カ市町村をまとめた地域的組織を作る (5)中央機関の下に執

行委員会を、その下に事務局を、その下に執行部をおき実践に当る (6)最高決議機関は五者と連協と合議しその構成の形を決定する等を申し合わせた。
(ママ)

七月六日五者と連協の合同協議会をもち (1)住民組織の運営は軍用地四原則貫徹問題に限定する (2)実践行動は実践協議会の決定又は承認を要する等を申し合はせた。

七月十日五者と連協小委員会の協議会をもち住民組織の大綱として (1)意志決定機関として五者協議会を存続する (2)五者協議会の下に中央機関をおく (3)中央機関の中に事務局と実践協議会とをおく (4)実践協議会は五者協議会で決定した方法を実践に移す (5)実践協議会の決定は連絡協議会から各種団体へ中央組織から市町村支部及び職域へ伝達する等を申し合はせた。

尚この場合連絡協議会の中に五者の構成員たる市町村長会同議長会、軍用土地連合会及び三政党が加はるか何らかについては各自の立場で後日決定とした。

七月九日五者協議会では市町村長会同議長会及び軍用土地連合会は協力団体である軍用地問題解決連絡協議会として参加しないことを承認した後住民組織について (1)実践本部協議会は各種団体三、連絡協議会四、市町村長会五、同議長会三、立法院四、行政府四、計二十三名を夫々選出して構成する。 (2)実践本部長は与儀立法院議長事務局長に桑江軍用土地連合会長を充てている (3)実践協議会は実践及び指導方針を策定する (4)運営は四原則貫徹に限定 (5)五者が決定 (波線一原文) する最高方針の範囲内で強力に実践運動を行う (6)事務局の運営は市町村分担金及び寄附金を以て充てる (7)実践本部規約の承認等を決めた。

七月十二日軍用地問題解決連絡協議会は九日五者協議会が決定した住民組織特に実践本部規約について協議した結果最高の意志決定機関は五者代表及び二〇団体から成る実践本部協議会の総会とすることを五者に再折衝することとした。

七月十四日五者と連協との協議会をもった結果 (1)最高意志の決定は実践本部協議会の権限とすること (2)五者協議会は現在のまま存続せしめその在り方及び性格については更に検討を加えるが性格は飽くまでも対外折衝機関とする (3)実践協議会の構成は立法院行政府市町村長会、同議長会軍用土地連合会、軍用地問題解決連絡協議会、地域及び市町村代表等を以てする等を申し合はせた。

七月十四日二〇団体からなる軍用地問題解決連絡協議会〔は〕「沖縄土地を守る会」の会則の審議をなし從来の連協を発展的に解消し沖縄土地を守る会を十八日結成することにした。このことは末端組織を結び付いて愈々住民組織の確立に更に前進することを示している。

七月十七日行政府では住民組織について検討した結果五者協議会を実践本部(実践協議会)の上におかず各種団体と住民組織を作ることを再確認した。